

第二十六回国 参議院建設委員会會議録第九号

昭和三十三年二月二十八日(木曜日)午前十時二十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 中山 福藏君
理事 石井 桂君
岩沢 忠恭君
西田 信一君
田中 一君

委員

種浦 鹿藏君
小山邦太郎君
中野 文門君
武蔵 常介君
内村 清次君
大河原 次君
坂本 昭君
北 勝太郎君
村上 義一君
南條 徳男君

國務大臣

建設大臣

南條 徳男君

政府委員

建設大臣官房長

柴田 達夫君

建設大臣官房會計課長

關盛 吉雄君

建設省計画局長

町田 稔君

建設省河川局長

山本 三郎君

事務局側

常任委員

武井 篤君

會専門員

加藤三重次君

建設大臣官房建設機械課長

○日本住宅公団法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○建設事業並びに建設諸計画に関する調査の件
(昭和三十三年年度建設省関係予算に関する件)

○委員長(中山福藏君) ただいまから委員会を開会いたします。
まず日本住宅公団法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案の提案理由の御説明を政府からお願いたします。

○國務大臣(南條徳男君) ただいま議題となりました日本住宅公団法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

日本住宅公団は、住宅に困窮する勤労者のために集団住宅及び宅地の大規模な供給を行うとともに、健全な新市街地を造成するための土地区画整理事業を施行することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするものであることは、すでに御承知の通りであります。しかるに公団の造成する宅地は、ますます大規模な団地的形態をとって参っておりまして、健全な新市街地形成の基盤を築くには単に住宅用の宅地を造成するばかりでなく、進んで学校、病院、商店、工場等各種の施設の用に供する宅地を造成することが必要となつて参っております。また、大規模な団地を取得して市街地の造成をはかるには、従来公団に認められておりました土地区画整理事業の手法のほか、水面埋立事業の手法によること及び適切である

場合も存するのであります。以上の理由によりまして、公団の行う業務の範囲を拡張して、住宅用宅地の造成とあわせて学校、病院、商店、工場等の用に供する宅地を造成すること、及びこれらの宅地を水面埋立事業によつて造成することを同公団に行わせたいと考へるのであります。

また、住宅公団の事業資金は、政府からの出資金、地方公共団体からの出資金、政府低利資金の借入金及び民間からの借入金から構成されておりますが、特に昭和三十三年度からは産業投資特別会計から多額の資金が出資されることとなつておりますので、他の類似機関における場合と同様に住宅公団の損益計算上利益を生ずるような場合は、これを公団及び住宅公団に出資した地方公共団体に納付するようにしたいと考へます。

次に、技術援助に関する国際約束に基いて技術研修等のために日本国内に滞在する者があり、特に東南アジア諸国からの技術研修者が増加しておりますが、従来これらの者に対する適当な居住施設がなく、十分な研修を行うことに差しつかえるような場合もあつたので、国際情誼上これらの技術研修者に対して居住施設を供給する必要が出て参りました。そこで、この要請にこたへ、この際、公団本来の業務に支障のない範囲内で、当分の間これらの者に対する住宅の供給を公団に行わせることといたしました。

以上が、この法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重の御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

○委員長(中山福藏君) ただいま大臣から御説明になりました日本住宅公団法の一部を改正する法律案につきましては、御質疑をあとにお願いたします。

○委員長(中山福藏君) 次に、前回に引き続きまして、昭和三十三年年度建設省関係予算に関する件を議題に供します。御質疑のおありの方は順次御発言をお願い申し上げます。

この前河川、官房、道路という面について御質疑を願うことになつておりましたが、どうか一つ御質疑がおありになる方は御発言願います。

○田中一君 官房長に約束しておつた資料が出て参つております。

○政府委員(柴田達夫君) 前回田中委員からいろいろ御質疑がございまして、御要求がございました資料は、本日御配付申し上げますことになっております。お手元に参つておりませんでしょうか。用意いたしておりますので、もしお手元に参つておりませんならば、きょうお届けするように準備いたしておりますから、おつけ御配付申し上げますと思ひます。資料はその配付資料によりまして、ごらんをいたたくことにいたしました。前回田中委員からお尋ねがございました中で、後刻調査の上お答えを申し上げますことと保留をいたしました点が、二ございまして、この点につきまして申し上げます。

最初、建設省のこの公共事業関係の予算上の貸金準備の問題についてでございます。いわゆるPW、すなわち職種別の貸金基本額の所管の問題についてお尋ねがございまして、これは労働省の所管であると思つております。これは労働省の所管であると思つておりますが、これは職種別貸金基本額の決定は前回お答え申し上げました通り、労働省の所管でございます。このPWを基準として各省が使う場合がございまして、PWをきめたり、これを改訂するということも労働省の所管でございます。従つて建設省といたしましては、このPW関係のことにつきましては、お答えできる筋ではございませぬのでございまして、これを改訂するかどうかということにつきましては、労働省の方々にたいして検討中であるというふう聞いております。

次に、建設省で実施いたしております特別失業対策事業、臨時就労対策事業、三十二年度予算の積算におきまして、失業者の貸金準備でございます。これは前回お答えいたしました通り、前年度の三百三十七円を七%増額いたしました。三百六十一円にいたしました。

それからこの失業対策事業におきまして、一般労働者の賃金の予算上の単価は、三百五十二円を、これまた前回お答えいたしましたように、七%増額いたしました。三百七十七円にいたしました。前回はこれにさらに増し、この失業対策においての二割の増し

を加えました四百五十二円ということ
を申し上げましたが、これは二割の歩
増しを入れての話でございます。前
回のように賃金の予算上の単価とい
しましては七%の増額、この数字は七%
増額した数字が出ておりません。で
したので、ただ三百五十二円の七%増額
であると申し上げましたが、その数字
は三百七十七円となっております。そ
こでこれらの賃金の単価は三十一年の
九月ごろの労働市場におきまする勞
務者の賃金の実態に対応いたしまして、
失業者の賃金の予算単価を定めたこと
に基くものでございます。

それからその次に、一般公共事業に
おける労働者の賃金の単価についてで
ございますが、これは公共事業予算の
積算というものが資材費、労務費、事
務費等を織り込みまして、各種の地域
ごとの工事ごとに単価によりまして事
業費を見積りしております。こういう見積り
方をいたしておりますので、先ほどの
失業対策事業の場合と違ひまして、予
算の上におきましては、労働者の賃金
の平均単価というものは現われて参
っておりません。そこで前回お尋ねにあ
りましたように、大蔵省の予算説明書
のどこにそういうことが書いてあるか
という点につきましては、大蔵省にも
説明を求めましたけれども、平均の賃
金単価というものが現われて参りませ
ん関係上、予算説明書にも説明がない
わけでございます。しかしながら、三
十二年度の公共事業費の各種の工事ご
との事業費の積算に当りましては、やは
り労働者の賃金は三十一年度の九月ご
ろの実態に即して見積りしておりますこ
とは、失業対策事業の場合に申し上げ
ましたことと同様でございます。従い

まして、一般の公共事業における労働
者の就労の状態が、失業対策事業と同
様であるという場合におきましては、
前回お答えいたしましたように、一般
公共事業におきましても、おおむね
七%程度の予算単価の上の増額が織り
込まれておると申すことができる次第
でございます。

次に建設機械の購入等につきまし
て、今後国産品以外に外国品を使う場
合があるかというお尋ねでございます。
原則としては国産品を使いたい、
外国品は入れないことを方針いたし
ましてやるつもりだとお答えいたしま
したが、例外的にどの程度にやるか取
り調べてお答えするということを申し
上げておきましたけれども、三十二年
度の購入予定の建設機械は、やはり原
則といたしましては国産建設機械を購
入することになっております。しか
しわが国でまだ製作されておらないも
の、それから性能がまだ安定しておら
ないというものについての一部分につ
きましては、外国機械をやはり若干例
外として輸入する計画でございます。
その外国機械をやはり輸入して参ら
うという例外的ものはアスファルト・
フィニッシャー、アスファルト・プラ
ント、コンクリート・スプレッター、
ロード・ミキサーというようなものに
つきまして、ごく若干のものを輸入を
いたしたいという考え方でおる次第で
あります。以上、前回の答弁を補足申
し上げる次第であります。

○委員(中山福藏君) ちよつと速記
をとめて。
○委員(中山福藏君) 速記を始め
て。
○委員(中山福藏君) 速記を始め
て。

○田中一君 今、官房長からの話を伺
いますと、予算面においては一般技能
労働者の賃金というものは三百五十二
円から七%増しの三百七十七円と言
つています。この歩増し二〇%、従つて
三百七十七円に対する歩増し二〇%四
百五十二円というものは、先だつての
お話では、これが三十二年度の労働者
の賃金であるということをはつきり
言つておいた。従つて今、どうもその
点があいまいではつきりした理解が持
てないので、やはり一般技能労働
者の賃金は四百五十二円であるとい
うことではないんですか。

○政府委員(柴田達夫君) 四百五十二
円は賃金単価について歩増しを入れま
したものが四百五十二円でございます。
これは前回も申し上げましたが、
それから七%を上げました三百七十七
円が失業対策の際における一般労働者
の予算上の賃金単価でございます。

○田中一君 私は前回の委員会では、
速記録を見ればわかりますが、一般技
能労働者の賃金が幾らかということ
何とおるのです。もし何ならば、問
違ひがあると困りますから、速記録を
取り寄せて、その点だけを一つここ
で読み上げたいと思ひますが、速記録
を取り寄せてほしいと思ひます。

この歩増しという内容はどうい
うものかを指しておりますか。今あなた
がおっしゃっておるうちに、資材とか事
務費等を含んだものだというようなこ
とを、説明があつたようにうかがえる
のですが、歩増しとは何ですか。

○政府委員(柴田達夫君) 能率的な見
地から歩増しをつけるという趣旨のも
のでございまして、特に時間外の労働
をして能率を上げるといふようなもの

について歩増し支給をすることができ
るといふ幅をみたものでございます。
○田中一君 失業対策事業に従事する
いわゆる失業者の中にも、おそらく軽
労働、重労働の差があると思うので
す。また単純労働、頭脳労働の違いが
あると思うのです。PWに該当する一
般職種の技能労働者に対しては、
むろんこれは歩増しということが考
えられる業種並びに労働者であるかど
うかはつきり伺いたいと思ひます。

○政府委員(柴田達夫君) 失業対策で
ございまして、こういうふうになつ
ておりますのは、失業者の特別失業対
策事業につきましては吸収人員がはつ
きり何人というふうに表示されるのがこ
の特色になっております。従つて吸収
人員の関係で、一般失業者の方は七%
の増額をした単価だけが示されてお
りますけれども、この吸収人員の目的を
達成すれば、この失業対策事業の予算
は差しつかえないのでございます。そ
の範囲内におきまして、失業者につ
きましては、歩増し支給をしてよろし
いというところに相なつておる次第で
ございます。

○田中一君 軽労働、重労働とも含め
た単価が失対事業の場合には三百六十
円になつておるといふことですね、
これは平均の予算上の単価はこうなつ
ておるといふわけでございますね。
○政府委員(柴田達夫君) その通りで
ございます。

○田中一君 そうすると、一般職種別
技能労働者、いわゆるPW該当の労働
者に対しては、三百五十二円が七%
増しの三百七十七円になつた。先だつ
ての説明ではこれが二〇%の歩増しを
含めた四百五十二円だといふ答弁をし

ておる、あなたは先日。そこで歩増し
の内容というものは、むろん生産によ
るところの歩増しだといふのであつた
ら当然であるのです。たとへば十時間
労働で十二時間働いた場合、特別な勞
働基準法で言ひましても、許可さえあ
ればできるわけですね。そういう場合
の歩増しというのは当然のことなん
です。これはそれだけの生産が行なわ
れているのですから、従つてその歩増し
の内容というものはどういふものか、
歩増しとはどういふ場合にやるのかと
いうことを具体的に御説明願ひたい
と思ひます。あるいは一般失業対策事
業に従事する労働者という対象と、P
Wで規定しておりますところの各職
種の技能労働者とはおのずから技能
的差異がございまして、従つてそれら
の方々が賃金が上回つておるとい
うのが実態であると思ひます。従つて
そういう場合の歩増しといふものはど
ういふ内容をもつておるかと
伺いたいと思ひます。

○政府委員(柴田達夫君) 先般お答
えを申し上げました際に、三百五十二
円という前年度の予算単価、それに七%
増額いたしましたものがありまして、
それにさらに歩増しの二割を入ると
四百五十二円になるということをし
上げたわけでございます。それは速記
録をお取り寄せいただければわかると思
ひます。最初にその歩増しの説明を申
し上げる際に申し上げたのは、これはだ
不十分であつたと思ひますが、前回あ
らうにおきまして、その四百五十二円
の内容は七%上つたものが予算上の単
価でございます。それに今度は二割の
歩増しを入れておるので四百五十二
円になる、七%だけ上つたので四百五十

二

二円になるのはおかしいじゃないかと
いうお尋ねがありましたので、そうい
う内容を申し上げたような次第でござ
います。それでPWの予算上の単価と
して見積つていく場合のものといたし
ましては、七割上っているところの額
まで、つまり三百七十七円までが、い
わゆる予算上の賃金単価であると思
います。しかしさらに能率的な見地から
歩増しを認めまして、非常に能率を上
げた場合におきましては、賃金の支給
の実際におきましては、予算の幅にお
いてはさらに歩増しをして支給する
ことができるということによりまし
て、能率を上げたい、こういう考
え方でおるのでございます。これは歩
増しの部分は、PWを予算上に繰り込
んだ単価として見るのは当らないとい
うふうに考える次第でございます。

○田中一君 能率を上げたということ
は、所要の勤務時間中に、雇用されて
いる時間中に上げた能率をいうのか、
あるいは十時間労働の契約ならば、そ
れを十二時間やった場合にはどうなる
か、それは歩増しなのか、当然なる超勤
なのか。それはノルマ方式で日給制度
と、それから小間割り、そういう部分
請負的なノルマ方式があるはずだと思
うのです。その場合にはどれを指して
いるかということを知っているのです、
あなたがもしおわかりにならないけれ
ば、むろん官房長はおわかりになら
ないと思う。河川局長、その方の担当
の現業の方をやっている方々から、局
長から御説明願いたい。歩増しとは何
か、歩増しの内容は何か、どの場合に
歩増しが支給されるのかという点を明
確にしたいでございます。

○政府委員(柴田達夫君) 主として時
間増しの場合に支給されるものが多い
と思ひます。

○田中一君 これは不思議なことを聞
くのですよ。時間増しは当然時間によ
るところの賃金を払うのは当りませ
で、あなた方国家公務員にいたしま
しても、現在在財政上の云々でもってごま
かしてあります。本省におけるところ
の職員の諸君も予算編成期などはまる
で徹夜をしましてまで仕事をしているのが
現状なんです。それでも一定の予算上
の額しか超勤料を払っておられない。い
わゆる労働者に労働強化を強いている
のが現状なんです。しかしこれを、今
までその部分が生活給的なものになっ
ておるから、われわれはここでも一つ
の慣例として国会でも追及しないでお
るのです。しかし日雇の労働者が二時
間働いたら、その二時間分もらうのは当
然です。歩増しでも何でもありません。あな
たはさつき能率を上げた場合とおつ
しやった。それは速記に残っておる
が、その能率を上げた場合とはどうい
うことですか。超勤の場合には当然そ
れは歩増しじゃないのです。それは三
百七十七円という単価から計算したと
ころの当然なる賃金であつて、歩増し
という考えにはならないのです。従つ
て実態というものは何か。これは重大な
問題です。先だつての委員会でもあな
たに念を入れて伺つておるのは、一般
の労働者がこの基準によつて賃金を支
給されておる。従つてあなたが間違つ
た答弁をいたしましたと、労働者の生活
に響くのです。国家公務員にしまして
も、本年度の予算においては一応、三
十二年度の予算上には九十六億のベ
ス・アップを認めておる。しかし一般
労働者に対するところの賃金のベ

ス・アップはどうなつておるといふ点
からあなたに伺つておるので、間違つ
たような説明をされますと、三百万と
いわれておるこうした建設に関する技
能労働者の生活に響くのです。もう少
し実態に即して明確な御答弁を願いた
いと思ひます。

○政府委員(山本三郎君) 今、官房長
が申し上げました時間増しはもろろん
あれでございますが、その他能率給と
いたしまして、小間割りというような
制度を採用しております。能率を上
げた場合にはそれに当然支給するよう
にいたしております。

○田中一君 私はそれだけではまだ納
得できないのです。非常に大きな間違
いがあるんじゃないかと思ふ。これは
むろんその工事の実態というものがつ
かまらぬとわからないと思ふのです
が、条件が小間割りというようなこ
とをやつておるのかどうかという問題
を……私はたとえば工事務所に
盛土等の給与の場合にそうした能率
給的なことをやつておるかどうかの問
題が、実際に出ておるかどうかの問
題も疑問に思ふ。従つてこの問題はどう
もあなた自身にも不安がある、的確
なことがどうもつかめないというなら
ば、これはのちに回してもよろしいの
です。

ただここで、今速記を取り寄せてみ
ますけれども、少くとも国民の労働者
の賃金に關係する問題につきまして
は、的確な条件というものが明示され
なければならぬと思ふのです。従つて
今のお話にしても、河川局長と官房長
との答弁に食い違いがあります。

○政府委員(柴田達夫君) どうも繰り
返すようで大へん恐縮でございます

が、私がお答えいたしておりますの
と、河川局長がお答えいたしてござ
すのと食い違いはないと思ひます。た
だ私は現場にうといたために抽象的に申
して、河川局長は非常に現場の練達
者、御経験を持つておられますので、
小間割りということをお知らせするた
いでございます。抽象的に申しますれ
ば、先ほど申し上げましたように能率
を上げる、それからそれは時間増しの
場合が多いというふうに私は申し上げ
ました。能率を上げるという具体的
な方法として河川局長は小間割りとい
うような制度もやつておる、こういう
ふうに申し上げておるのでございま
す。それは賃金支給の実際の話でござ
います。お尋ねになつておりました、
先ほど来私からお答え申し上げてお
りますのは、予算上の単価でありませ
ん、当然のことが入つておる、その当
然のことをやらなければならぬので、
当然のことをやるには予算の裏付け
なければなりませんので、予算の裏付
けをいたしまして、平均的に二割の小間
割りの分を見ておるといふ予算の裏付
けがあるということでありまして、賃金
の支給の実際の問題としてお答え申し
ておるわけでございます。むしろ
その辺に御満足のない点があるの
じやなからうかというふうに申し上げ
ておきます。

○田中一君 むろん官房長の場合はそ
れでけっこうです。ここでもって実態
というものは、どういう形で支給されて
いるかということがまず第一、今おわ
かりにならないければ次の機会でもい
いますから、御説明願いたいと思ふので
す。

○政府委員(山本三郎君) その通りで
ございます。

○田中一君 そうしますと、その場合
には基本的な給料というものを、契約上
の給料をきめて、そのほかのものを指
しておるのか、初めからそういう部分
請負的な小間割りの契約のものにと
やつておるのか、たとえば同じ時間
においても出来高が上れば、その分の支
払いをしていくというのかですか。

○政府委員(山本三郎君) 同じ時間の
中におきまして、きめられた量が上
りますと、それに應じて賃金を払う
という制度をとつております。

○田中一君 そうしますと、十時間就
労のものが十二時間という働きをした
場合には、その二時間分の賃金とい
うものがこれが歩増しの二〇%の中
支給されるのか、あるいは三百七十七
円ときめられたところの一定の標準賃
金に、どこから予算上の金を持ってき
てそれに対して支払いをしていくの
か、あるいは一般労働者に対する超勤
という制度があるのかどうかという問
題ですね、それが予算上どこに盛り込
んであるかという問題です。

題といたしましては、たとえ土を立米とるにつれまして幾らという積算がございまして、それに応じまして支給いたしております。

○田中一君 今のは速記録を見ますと官房長はこう言っているのですが、「公共事業の方にございましては、これも七%の増額をいたしておるのでございませぬ。従来は三百五十二円、PW平均三百五十二円は四百五十二円ということに相なっております。」こういうことを説明しているのです。

○政府委員(柴田達夫君) それからあとが……

○委員(中山福藏君) ちよつと速記をとめて。

【速記中止】

○田中一君 速記録をお調べになって一つ御答弁願いたいと思うのですが、問題は今言う通り、国家公務員にいたしましては九十六億円の財源を今度計上してある。一般公共事業の直接現場を担当するところの労働者が七%だけの値上げでいいかどうかの問題がまず一つあると思うのです。そうして、それに対しては能率給を支給してやることも一応従来の慣習としてこれは納得いたしません。納得いたしますが、そういうことを明確にあなたの方で各末端の事業所にも徹底するようにいたしませんと、混乱があるわけですね。従って差金が七十五円になります。その七十五円というものは今言う通り出来高払いで能率給であるということならば、今言う超勤の場合ですね、これは失対事業の場合には明らかに時間々々でやっております。しかし一般技能労働

者の場合には、その場合には超勤部分というものも同じ二〇%の増七十五円の中から支給するということは、これは違法じゃございませぬか。間違ひじゃございませぬか、そういうことは。○政府委員(柴田達夫君) 違法ではないと思ひます。

○田中一君 それではどういう場合に支給しているか、実態を一つ現場でかまいませんから、一つ実態を明らかに御報告願いたいと思うのです。もう一つ伺いたいのは、約六十何億という膨大な機械の整備予算を過去数年間とっております。これに対する機械というものは、これはどういう形で運営をしておるか。これはおそらく全部が建設省本省において、あるいは機械課というのですか、機械課において全部を掌握して、指令一本でこの機械はどこへでも自動的に動くというふうな組織になっておりますか。それともただ勝手にそれぞれの地建なら地建に配属させて、そのまま向うの自由意思にまかしておるような運営をしておるか、どうか、それを伺いたいと思ひます。

○政府委員(柴田達夫君) 機械につきましては、資料として御配付を申し上げております。建設機械整備費という予算を持っておりまして、昭和三十一年度から買いましたものの一覧表、地建別の一覧表、それから廃棄いたしました二十七年度以降の状況を差し上げてございませぬ。建設機械整備費におきまして、建設工事の各事業予算から購入する方法のほか、建設機械整備費といたしまして一括いたしまして、建設省が直接事業で工事をやりますものためにプールのこれを使用せしめ

るという方法を採用いたしております。全国地建ごとにもモーター・プールを持っておりまして、そこにおきまして各事業の現場と緊密な連絡を保ちつつ、現場に機械を配備するという方法をとりましてやっております。そうして本省におきましては、建設機械課がございまして、これらのモーター・プールについてさらに統制をととり、地建を通じて統制をとるといふ態勢をとっております。従いまして、各事業の現場に對しまして、建設機械整備費で買いました機械をすみやかに回して、そうしてよく効率を上げてやるようにする。責任は各地建におきまして一応持つておるわけでありまして、それをさらに総括いたしまして、よくコントロールするという責任はやはり本省が持つておるといふような格好になっておるわけでございます。

○田中一君 この三十二年度の予算の上におきまして、あるいは定員法の改正案というものが国会におそらく提出されると思ひますけれども、その中でも建設省の定員というものが一名減になつておるといふ現状から見て、直轄工事というものを大幅に請負工事に振りかえるのだというふうな御意思も先般建設大臣も述べておられましたけれども、私は少くとも補助員並びに職員等、直接日々雇用または二カ月雇用という形でもって職員と同じ職務に従事しておるところの国家公務員、この諸君の増員を認めないという方針をとっているならば、本年度のよう大幅な事業というものは多くは建設業者に依存しなければならぬということになるのです。しかし民間の請負業者に

頼んでいい成績を上げるものもあれば、直轄工事のうちで国が直接今日あるところのこの地建の機能をもちまして実施した方がいふ場合もあるのです。従つてこれに対して実際の能力を發揮するという方法は、残っている問題は機械の整備です。機械をいかに持つかということになると思ひます。ところが先般も伺つておるうちに、本年度の予算書を見ると、機械の購入費は相当伸びておりますが、これに對する維持管理費というものは、この予算面においては、なるほど工事費の中に入つておるけれども、非常に増加されるものと、十何億という増加されるものと比較しますと、それが少いということはいふまでもなく、それが少いというところは先般も指摘した通りです。そこでこのほかにおそらく工事費の中から持つておる損料的なものを入れてこれも使つておるのではありませんか、あるいはまた都道府県に貸与して、これによる損料でまかっている面もあると思ひます。そういう点から見ても、私はこの機械整備と同時にまた機械そのものが突進がどうなつておるかというのを中央において建設機械課ですか、その個々においてはつきり掌握して、指令一本で稼動的な能率的な行動ができるような形を持つことが望ましいのです。ことにこの機械整備費の費目から出して購入するような機械のみならず、各地建において工事費の中から購入するといふ機械も相当あると思ひます。これらのおおむね等も実際に本省において掌握しておるかどうかという問題、こういう点も考えなければならぬと思ひます。そこで工事費の中に入つておるところの、工事費の中に入つて各地建が

地建独自の与えられた予算の中から購入しているものの実態というものは大體わかるのでございませぬか。

○政府委員(柴田達夫君) 建設機械整備費で買つてやっておりますものにつきまして、今までお答えいたしておりましたが、現場で工事費の中で購入いたしております器具といったものがほかにございませぬ。先般もレール等についての老朽状態についてお尋ねがありました。これは各地建の現場におきましては一応把握いたしておりますが、本省においての把握は確かに不十分だと思ひます。しかしやはりこれは本省において同様に把握し、統制をとらなければならぬ問題であらうと思ひます。お説の通りやつて参るべきものであると思ひます。

○田中一君 私ども現場をよく見まして、必要のない、もう工事の仕上つておるところにレールをほつぽつておつたり、トロの車体が置いてあつたりするのです。これは一応地建の気持も私はよく想像できるのです。たとえ、そういう現場へ売つてしまつと、継続事業が次年度に仕事があるにかかわらずそれがなくて、よそが使つておる場合にはそれで事業量が減るものだから、どうしても自分の勢力範囲内にそのうした人間と同じように、ちよつと人間の労働者をプールすると同じように、機械を自分でしまつておきたいという気持もあると思ひます。これはしかし国家的に非常に損なつたもので終戦後連建その他からもつた機械等も含めまして、たなおろし程度のことをしたことがあるか。各商店が、一

各商店と言ふか、よくやりますね、一

般の民間の商社においては一年に一べん、二年に一べん、たなおろしをやつて、これで現状を把握することをしていく。これがなければ健全な経営はできない。帳面上にありながら実態にならぬということがあるのです。従つて、終戦後十一年になりますけれども、したことがあつかうかどうかの問題、これを伺いたいと思ふ。

○政府委員(柴田達夫君) 今のお話しのようなのはやつたことはございませぬ。

○田中一君 私はそこに機械整備費を余分にとりながら、これは機械整備の分だけは一課を持って、本省でもって大体掌握していると思ひますけれども、工事費としてこれは消耗品のなにもあれば、あるいは半消耗品のなにもあると思ふのです。また國の財産として当然見られるものもあると思ふ。たとへばトラック一つにしまして、整備費で購入したものはちゃんと台帳なら台帳に記載されておる。工事費で消耗品に買ったものは、その行方がわからぬということがあり得るのぢやないかと思ふのです。これはまことに建設省の怠慢であります。私はすみやかに全国的の機械工具のたなおろしを實行すべきである、こう思ふのですよ。そうして完全に建設省で持つておきますところの能力、これと見合つた実態というものをわれわれの前に持つてきてお示し願ひたいと思ふ。むしろこれは一朝一夕にはいきませんから、あるいは六カ月なら六カ月、一年なら一年という計画をもつてそうした実態調査、たなおろしをして、その結果を御報告願ひたいと思ひます。

○政府委員(柴田達夫君) 建設機械整備費で買います機械以外にお話しのよう消耗品でございまして、やはり建設機械と一体になってその一環として効用を全うするようなものにつきましても、確かにお話しのような方法をとることも考えられますし、必要があることも存じますので、実態調査をやはり長期的に何年に一回というふうなふうなやつて参ることが必要であるかと存じます。そういう御趣旨に沿ひまして、十分検討させていただきますと考へます。

○西田信一君 今建設機械の整備運営のことについて質疑が行われておりますが、私のこれに関連してお尋ねしたいことは、この建設機械が大いに有効に使われなくちゃならないということ、私も同じ考へておりますが、過般の私の質疑に対して、地方公共団体に國の機械を貸与してこれをまあ活用しておる、こういうふうなお答えもあつたやうであります。そこで、ただいま田中委員の御質問の点について私も同感であります、この建設機械の使用は特別会計を設けて、地方の公共団体などは特別会計を設けて上るところの収入も予算の中に組み込んで非常に効果を上げておる、こういうふうなところによつて、たゞいま機械の完全なむだのない使用ということについて御意見がありました、そういう方法をとることによつて、そういうむだも省ける、それから機械を使用することによつて非常に工事費が省けたというふうな結果も明らかになつてくると思ひますが、そのような特別会計的な運営方法をとられるというふうなお考へがないかどうか、そういうことを研究されたことがあるかどうか、どうですか。

○政府委員(柴田達夫君) 建設機械の問題につきましては、たしかにお話のように特別会計であるとか、あるいは何か特別の公団のようなものを作つて、独立採算制的な運用ができないかという問題は、一つの研究課題としてかゝつて参る問題でございまして、そこで現在そういう方法は採用いたしてございませぬけれども、もしそういう方法をとりませぬ場合に、まあ独立採算制のようなものが可能であるかどうかというところを、試験的に研究しつつ実施して参つております。それは実際の制度がどうなつておるわけにございませぬが、かりに今の予算制度の運用の中で使用料というものを仮定いたしました、かかる経費と使用料の収入とを見合ひまして、どういふふうになるかというところを試験的に研究いたして参つております。今までのところでは、まだはつきりした結論は出ませんけれども、なかなかこれがうまくいかないということが今までに言われておる結論でございまして、直ちに独立採算制をとるとか、特別会計をとるとかいうことを是認する結論に至つておりませんので、普通の予算制度でやつておるような次第でございまして、しかしこれはたしかに将来の重要な研究課題の一つであると思ひます。

○田中一君 そこで伺ひたいのは、現在建設省が持つところの生産力というものは、保有するところの補助員、準職員、職員、地建におきますところの、それから機械がやはり大きなウエイトを占めておられますが、この実態は今研究するのではなくて、大臣がおれば大臣に明確に答弁を伺ひたいのですが、本年度からその方針で進むという言明をしていただきたい。これは建設省のものでなく、國民のもので、それを十数年間も放置して、何ら的確につかんでいないということはあり得ないわけですから、明確な態度をきょうここで言つて、明確な態度をきょうここで言つて、きめていただきたいと思ひます。よろしゅうございませぬか。

それからそれらの機械整備の予算をもつて購入しております機械、並びに工事費をもつて借りております機械等は、むろん政府が多額の補助をする地方公共団体の工事に貸与しているのが現状であります、この場合にはどういふ方法で、どういふ損料を算出して貸しておるか、その実態を御報告、御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(柴田達夫君) 地方公共団体に貸与いたします場合にも貸付料を取つております。貸付料の取り方の根拠につきましても、建設機械課長から説明を申し上げます。

○説明員(加藤三重次君) 御説明申し上げます。建設機械の貸付料の算定基準といたしましては、日基準貸付料算定方式というものを設けます。その大体のことを申し上げますと、購入価格、経済的な耐用時間間に必要な修理費、それから残存価格、経済的耐用時間、それから管理費の係数というものを考へております、そういうものを日基準実働時間をかけまして、それで日基準貸付料というものを設けております。形で申し上げますと、購入価格をPといたしまして、定期整備費の累計額を購入価格で割つたものをRといたします。それから経済的耐用時間

をTといたします。それから残存率、これは残存価格を購入価格で割つたものと思ひますが、それをSといたします。それから日基準実働時間をDといたします。それから管理費係数をMといたしますと、 $P \times (1 + R) \times S \times D$ 、これが日基準貸付料だ、こういう基準でやつております。

○田中一君 どうも学校で教つたこととはみんな忘れてますから、そこでブルドーザー一台は何年の耐用年限と押えているか。それで実際の一つのブルドーザーならブルドーザーでもって御説明願ひたい。ブルドーザーが幾らの耐用年限で押えているか。それから購入費は一〇〇なら一〇〇でけつこうです。修繕費も一〇〇なら一〇〇でけつこうですから、そういう算定からいつて一時間幾らになるのかということを具体的に例をお示し願ひたい。

○説明員(加藤三重次君) ブルドーザー、これは一番使つております十五トン級のブルドーザーを例にとりまして、今のうちに計算いたしました、一日の貸付料が一万三千二百三十円というふうなやつております。

○田中一君 そうすると、これはたとへば道路に例をとりますと、かりに青森県で道路の三分の二の補助率の補助をしてやる、従つて府県が負担する工事費というものは三分の一であるという場合に、この場合一日一万三千二百三十円の損料を取つておる、こういうわけですか。言いかえれば損料の算定ができた、しかしそのうちの三分の二

をTといたします。それから残存率、これは残存価格を購入価格で割つたものと思ひますが、それをSといたします。それから日基準実働時間をDといたします。それから管理費係数をMといたしますと、 $P \times (1 + R) \times S \times D$ 、これが日基準貸付料だ、こういう基準でやつております。

○田中一君 どうも学校で教つたこととはみんな忘れてますから、そこでブルドーザー一台は何年の耐用年限と押えているか。それで実際の一つのブルドーザーならブルドーザーでもって御説明願ひたい。ブルドーザーが幾らの耐用年限で押えているか。それから購入費は一〇〇なら一〇〇でけつこうです。修繕費も一〇〇なら一〇〇でけつこうですから、そういう算定からいつて一時間幾らになるのかということを具体的に例をお示し願ひたい。

というものは国が当然の補助をするものである。金の補助のほかに機械の補助というものはどういう場合に算定するか。三分の一は府県が負担するものでずから、これは自分で金も労働者も機械も出す。しかし三分の二の場合は金だけやって、補助金三分の二をやつて、その中から一時間一万三千二百三十円を払ってもらうのか。あるいは一万三千二百三十円の機械を貸すから、三分の二の補助率が金としては減るのかどうか。総額としては同じであつてもですね。

○説明員(加藤三重次君) お答えいたします。一万三千二百三十円と申しますのは、一日の使用料でございますが、今の仮定の分担率でございますと、分担が三分の一という場合をとりましますと、三分の二だけは国の負担でございますから、一万三千何の三分の一を県から納めるわけです。

○田中一君 そうすると、一日は何時間と見えていますか。
 ○説明員(加藤三重次君) 一日は八時間でございます。
 ○田中一君 八時間一万三千二百三十円のうち三分の一だけが、府県が負担する損料である、こういうわけですか。

○説明員(加藤三重次君) 先生のおっしゃる通りであります。
 ○田中一君 それではもう一ぺんはつきりしておきますが、一日は八時間の実績だ。それは一万三千二百三十円というものは、今のP、R、T、S、その他で損料の積算ができてくる。そのうちの補助率三分の二の府県担工事の場合には、一万三千二百三十円の三分の一を府県から損料として徴収して

るのだということでもよろしゅうございませぬ。
 ○説明員(加藤三重次君) その通りでございます。
 ○田中一君 そうしますと、これは機械整備費の費目から出しているところの機械のことを申し上げたのですが、工事費から出しておりませぬやうなトラック類は、工事費から購入しているトラク類はどうか積算のもとに府県に貸して損料をとっておりませぬか。官房長質問にお答え下さい。

もう一ぺん申し上げます。今は機械整備費の予算から出ているところのブルドーザーの損料の問題を伺つたのですが、一般財源から出ているところの、工事費から出ているところの予算で購入したトラック類の損料、あるいはブルドーザー等もあるかも知れませんが、そういう積算のもとに損料を見出しているか、そうして実際に現在のどのくらいの価格、たとえばブルドーザーの五トンのもと同じのもでもって比較した場合に、工事費で購入した機械の損料というものは、府県に貸与する損料というものは、どういう積算のもとに損料を見出し、その金は幾らになるかというところをお示し願いたい。

○説明員(加藤三重次君) 先ほど申し上げましたように、建設機械整備費で買った場合と同じやうな積算の根拠で、使用料をきめてやっております。
 ○田中一君 私はそうと了解してないのですがね。官房長それでよいのですか。私はもしあなたがそうおっしゃるなら、実態というものを調べてみませぬか。今ブルドーザーで申しした

が、トラック類ですね、そうしたものはどういふ形でやっているかですね。○政府委員(柴田達夫君) あるいは違つておるかも知れませぬけれども……
 ○田中一君 違つておるといふ前提ならば、あとで考慮して十分間違ひのない答弁をして下さい。そういうことは伺いたくないのです。
 ○政府委員(柴田達夫君) 違つておると申し上げましたのは、お尋ねの趣旨とあるいは違つておるかも知れませぬということ、(笑声)貸付料のお話をなさつていらつしやるので、機械課長は貸付料をきめる算定方式から申し上げましてお答えいたしておりますが、田中委員のお尋ねがあるいは同じ公共団体に対する分担金の掛け方のお話ではないかと思ひますが、もしそれでございませぬならば、機械課長のお答えも違つて参るかと思ひます。
 ○西田信一君 機械課長にお尋ねいたしますが、先ほど田中委員の質問に対しまして、三分の二の補助のある工事に使用する場合の貸付料は、成規の貸付料の三分の一しか徴収しておらぬ、こういうお答えであつたのですが、その通りですか。
 ○説明員(加藤三重次君) お答えいたします。ただいま申し上げておりますのは、すべて直轄事業の場合でございます。補助金ではございませぬ。それで、工事費の場合でございますと、三分の一の分担金をあとで県から徴収するわけでございますが、機械の場合には使用料を算定いたしましたして、国の機械で国の仕事をなさるものでございませぬから、国からは徴収いたしませんで、県の負担分としてはあらかじめ算定

いたしました使用料の三分の一を分担金として納めさせておる、こういう趣旨でございます。
 ○田中一君 前段の質問はそれでよいでしょう。むしろ直轄工事でやつて負担するものは、府県の負担する分だけ損料として払えばいいのです。今度工事費で購入した機械を府県に貸与する場合、この場合の貸し賃、これはどういふ基準でやっているかと私は言つておるのです。
 ○説明員(加藤三重次君) 基準は全部同じやうに取り扱つております。
 ○田中一君 これは貸与するのですよ。府県が自分で事業を行う、その場合に自分の方に機械がないからブルドーザーを貸してくれんか、こういう場合を言つておるのです。
 ○説明員(加藤三重次君) 先ほどは直轄事業の場合でございますから、三分の一を分担金と申し上げたのでございませぬが、貸与する場合には、算定いたしました使用料分を県から納めさせるわけでございます。
 ○田中一君 そうしますと、貸与する場合に、実働八時間として一万三千二百三十円を徴収していると、こういうわけですか。
 ○説明員(加藤三重次君) その通りでございます。
 ○田中一君 これ一つ河川局長に伺いたいのですが、そういう形で実際にやっておりますか。
 ○政府委員(山本三郎君) その通りでございます。
 ○田中一君 この問題、私も一ぺん調べてみて、それでも一度再質問をします。

たしました使用料の三分の一を分担金として納めさせておる、こういう趣旨でございます。
 ○田中一君 前段の質問はそれでよいでしょう。むしろ直轄工事でやつて負担するものは、府県の負担する分だけ損料として払えばいいのです。今度工事費で購入した機械を府県に貸与する場合、この場合の貸し賃、これはどういふ基準でやっているかと私は言つておるのです。
 ○説明員(加藤三重次君) 基準は全部同じやうに取り扱つております。
 ○田中一君 これは貸与するのですよ。府県が自分で事業を行う、その場合に自分の方に機械がないからブルドーザーを貸してくれんか、こういう場合を言つておるのです。
 ○説明員(加藤三重次君) 先ほどは直轄事業の場合でございますから、三分の一を分担金と申し上げたのでございませぬが、貸与する場合には、算定いたしました使用料分を県から納めさせるわけでございます。
 ○田中一君 そうしますと、貸与する場合に、実働八時間として一万三千二百三十円を徴収していると、こういうわけですか。
 ○説明員(加藤三重次君) その通りでございます。
 ○田中一君 これ一つ河川局長に伺いたいのですが、そういう形で実際にやっておりますか。
 ○政府委員(山本三郎君) その通りでございます。
 ○田中一君 この問題、私も一ぺん調べてみて、それでも一度再質問をします。

質問を落したのもう一ぺん申します。補助員は御承知のやうに——御承知のやうにどうか、あなたの方で定めておられるのだからわかつておるだらうけれども、事業費から月給の支払いを現在やつておられます。いわゆる建設省の補助員と称するのは。
 ○政府委員(柴田達夫君) その通りでございます。
 ○田中一君 準職員は今度は事業費から支出しないというやうな事になつたやうに伺つておりますが、それはどういふ方法で支給しておりますか。
 ○政府委員(柴田達夫君) 準職員、いわゆる常勤労働者も事業費の中から支給するのでございますが、事業費の中に常勤労働者給与というものがございまして、事業費の中から準職員、すなわち常勤労働者は給与される。補助員の方は普通の場合工事費の中の工事雑費から支給されるということを建前といたしております。
 ○田中一君 そうしますと、定員法はありませぬけれども、定員化はされておられませぬけれども、予算の面で人間の増員ということは制約されておられることは言えるのでございませぬ。
 ○政府委員(柴田達夫君) お説の通りでございます。一種の予算定員のやうな形になっております。
 ○田中一君 補助員に対するところの給与というものは、三十二年度はやはり七%増しということの算定になっておられますか。それとも別に特別な雑費で支給するということですが、雑費の単価というものはいかがになっておられますか。
 ○政府委員(柴田達夫君) 補助員の場合には支給の根拠が違つてございませ

質問を落したのもう一ぺん申します。補助員は御承知のやうに——御承知のやうにどうか、あなたの方で定めておられるのだからわかつておるだらうけれども、事業費から月給の支払いを現在やつておられます。いわゆる建設省の補助員と称するのは。
 ○政府委員(柴田達夫君) その通りでございます。
 ○田中一君 準職員は今度は事業費から支出しないというやうな事になつたやうに伺つておりますが、それはどういふ方法で支給しておりますか。
 ○政府委員(柴田達夫君) 準職員、いわゆる常勤労働者も事業費の中から支給するのでございますが、事業費の中に常勤労働者給与というものがございまして、事業費の中から準職員、すなわち常勤労働者は給与される。補助員の方は普通の場合工事費の中の工事雑費から支給されるということを建前といたしております。
 ○田中一君 そうしますと、定員法はありませぬけれども、定員化はされておられませぬけれども、予算の面で人間の増員ということは制約されておられることは言えるのでございませぬ。
 ○政府委員(柴田達夫君) お説の通りでございます。一種の予算定員のやうな形になっております。
 ○田中一君 補助員に対するところの給与というものは、三十二年度はやはり七%増しということの算定になっておられますか。それとも別に特別な雑費で支給するということですが、雑費の単価というものはいかがになっておられますか。
 ○政府委員(柴田達夫君) 補助員の場合には支給の根拠が違つてございませ

たしました使用料の三分の一を分担金として納めさせておる、こういう趣旨でございます。
 ○田中一君 前段の質問はそれでよいでしょう。むしろ直轄工事でやつて負担するものは、府県の負担する分だけ損料として払えばいいのです。今度工事費で購入した機械を府県に貸与する場合、この場合の貸し賃、これはどういふ基準でやっているかと私は言つておるのです。
 ○説明員(加藤三重次君) 基準は全部同じやうに取り扱つております。
 ○田中一君 これは貸与するのですよ。府県が自分で事業を行う、その場合に自分の方に機械がないからブルドーザーを貸してくれんか、こういう場合を言つておるのです。
 ○説明員(加藤三重次君) 先ほどは直轄事業の場合でございますから、三分の一を分担金と申し上げたのでございませぬが、貸与する場合には、算定いたしました使用料分を県から納めさせるわけでございます。
 ○田中一君 そうしますと、貸与する場合に、実働八時間として一万三千二百三十円を徴収していると、こういうわけですか。
 ○説明員(加藤三重次君) その通りでございます。
 ○田中一君 これ一つ河川局長に伺いたいのですが、そういう形で実際にやっておりますか。
 ○政府委員(山本三郎君) その通りでございます。
 ○田中一君 この問題、私も一ぺん調べてみて、それでも一度再質問をします。

質問を落したのもう一ぺん申します。補助員は御承知のやうに——御承知のやうにどうか、あなたの方で定めておられるのだからわかつておるだらうけれども、事業費から月給の支払いを現在やつておられます。いわゆる建設省の補助員と称するのは。
 ○政府委員(柴田達夫君) その通りでございます。
 ○田中一君 準職員は今度は事業費から支出しないというやうな事になつたやうに伺つておりますが、それはどういふ方法で支給しておりますか。
 ○政府委員(柴田達夫君) 準職員、いわゆる常勤労働者も事業費の中から支給するのでございますが、事業費の中に常勤労働者給与というものがございまして、事業費の中から準職員、すなわち常勤労働者は給与される。補助員の方は普通の場合工事費の中の工事雑費から支給されるということを建前といたしております。
 ○田中一君 そうしますと、定員法はありませぬけれども、定員化はされておられませぬけれども、予算の面で人間の増員ということは制約されておられることは言えるのでございませぬ。
 ○政府委員(柴田達夫君) お説の通りでございます。一種の予算定員のやうな形になっております。
 ○田中一君 補助員に対するところの給与というものは、三十二年度はやはり七%増しということの算定になっておられますか。それとも別に特別な雑費で支給するということですが、雑費の単価というものはいかがになっておられますか。
 ○政府委員(柴田達夫君) 補助員の場合には支給の根拠が違つてございませ

して、常勤労働者まではいわゆる一般職員に給与法に基いて支給されるわけでございます。月給でございます。それから補助員の場合はこれは非常勤の一般職員でございます。給与法から直ちに支給されません。一般の常勤職員と均衡を失しないように各行政機関が賃金をきめる。日給でございます。従いまして、予算の出どころも補助員の方は事業費の中の工事雑費というものがございまして、工事雑費全体の見方があるわけでございます。その工事雑費の中にやはり補助員につきましては、一般常勤職員と均衡を失しないようにしなければならぬという趣旨に基きまして、当然相当程度のもので支給されるようにこういう雑費の予算が組まれておる。かように申し上げることが適当であらうと思ひます。

○田中一君 補助員、準職員とも、現在九十六億の一般職員の国家公務員のベース・アップの予算を計上したと同じように、その面においてはそれに見合う増額はいたしておりますか。

○政府委員(柴田達夫君) 今申しましたような給与の立て方でございます。で、いわゆる給与表というふうな目盛りがございませぬ。常勤労働者まではいわゆる今給与法を政府が出すと申しておりますが、それによりまして給与表の改訂自体が行われるわけでございます。補助員の場合は給与表というものはございませぬけれども、その予算上の工事雑費の中に同様の増額分が織り込まれてはいます。こう申し上げて差しつかえないと思ひます。

○田中一君 従つて、一人の増員も認めないような形になっておるといふことが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

とが、三十二年度の予算の編成の姿で

的に審議会を通じて決定をいたしました。きまして、それに基いて発注関係の機関に必要な勧告を下さうかという方法をとっているのをごさいます。今日の産業に對する政府の措置でございませうから、これに對しては、主として強力な統制を加えるということ、建設業界が自主的に共存共栄して、それからまた発注者との関係において非常な不利をこうむることがないように、また発注者の工事も遺憾なく行つた工事ができるようにという考え方でやっておるわけにございませう。そこで建設業審議会におきましては、まず建設工事の請負標準約款というふうなものを作りまして、これによりまして、今までの建設業が非常にむずかしい原因が、請負契約というものの内容が非常に不明確であった、こういう点につきまして、約款の標準を作りましてやっておきます。そのほか、建設業のいろいろの経費の計算の仕方というふうなものにつきまして、一つの基準をつけてやっておるというものが、指導的な部分でございませう。それからいま一つの方面の、いわゆる大、中、小業者というものが協調して参らなければならぬという点は、入札の関係でございまして、入札合理化対策を建設業審議会におきまして決定していただいております。これによりまして、業者の資格基準、能力というものを審査いたすことにいたしております。この資格基準によりまして、階級づけられた業者というものが、それぞれ一つのルールに従つて入札に参加して、これを各発注機関に、建

設省が審議会の答申に基きましたものを勧告いたしました。そして、それによつて入札の場合に実施してもらうようにお願いをいたしておるわけにございませう。

さらに紛争関係が非常に建設業関係では多いということから、御承知のように、昨年建設業法の改正をいたしまして、紛争の処理というものが今までは、紛争に關しますところの処理機関というものを設けまして、そうしてあつせん、調停、仲裁という正式な方式によりまして、裁判にたよらないで、金もかからず、なるべく早く紛争が解決するように道を開いたわけにございませう。

大体以上のような方法で、建設業法というものは、はなやかではございませうけれども、着々と施行せられつつあるわけにございまして、建設業につきましても、なほ今後登録制度の問題でございませうと、中小業者の育成の問題という重要な問題が残つておりますけれども、現在の建設業法では、それを直ちに解決するわけには参つておりませうので、業界の方面の研究、自主的な調整、こういうことと相待ちまして、政府といたしましては、適切な施策を講じて参る考えでおるような次第でございませう。

○石井桂君 建設業者に対する、いわゆる建設業を営んでいる者に対する施策は、官房長の御説明で、ややわかりましたが、建設業というものは、あくまでやはり現場を持つて、その現場に築造物を形作るという業者なんです。そこで、多くの労働者を使つて築造物を作つていくわけですが、その建築あ

るいは土木工事の指導や何か、たとえば災害をどういうふうにして少くするとか、どんな大きな工事でもずいぶん犠牲者は出ます。そういうものに對する施策は、厚生省の労働者の安全規則か何かにゆだねてあつて、建設省の方には無関心でいるのですか。

○政府委員(柴田達夫君) 無関心ではございませうけれども、建設業者だけのために特別な制度というものはまだ設けられておりませう。

○石井桂君 私は建設業者が工事の犠牲者がなく、手ぎわよく、そうしていもの安く作つていく、そういうことが一番大事だと思つて、その場合に、建設工事現場の管理ということには、やはり建設業者は重大な関心を持つてやつておられる。従つて、建設業法でもつて業者を育成しようとする、やはり現場に及ばない施策だけではどうもやはり跛行的になるのではないかと、それでは建設工事場に対して厚生省が主管しているとすれば、建設業法による監督権を持つておられる建設省としては、どういふ連絡をとつて指導しておられるか、たとえば安全月間とか安全週間というものがあつて、大きな工事現場では何十人という犠牲者を出さないようにといつて、一生懸命協力している。そういうときに建設省は、まあ十字の旗がひらめいているから、これは安全週間とか安全月間であろうといふことはお気づきでしょうけれども、おそろく厚生省とも何の打ち合せもしないで、向うの仕事だからといつて何も協力もしてないのじやないかと思つただけでも、その辺どうでしょうか。

○政府委員(柴田達夫君) 現場の安全の問題も、確かに建設業の場合に重要な問題でございまして、特に建設業としての安全の制度というものが設けられていられるわけにございませうけれども、一般の安全運動の一環といたしまして、建設省といたしましてもやつていられるわけにございませう。ただ、いろいろとお話がございまして、行かぬと、行かない面があると存じます。これも非常に大事なことでありと思つて、御趣旨の通り、今後さらに努力を要するものであると考ふる次第でございませう。

○石井桂君 まあ山の中の大きな工事とか、そういうような場合には、その現場で働く労働者、職員、あるいはその工事の近づく人の安全というふうなものも考へれば事済むのですが、たとえば東京都のまん中で大きなビルディングを作る、あるいは地下鉄工事をするとかいふ場合には、不慮の災害が起るわけにございませう。二、三年前のことですが、銀座に大きなビルディングを作つて、長雨が降つて、隣りのビルディングが倒壊してしまつて、三十度くらいかしの、倒壊に瀕したことがある。そういうような場合には、工事現場の職員も危なければ、近所の人も危ないといふような場合もあつて、そういうような場合にどういふ措置をとつていられるかといふことの指示も、おそろく建設省から出なければ指示するところがないのじやないか。私は実はそういう事件にぶつかつて、そうして警察に頼みに行つても、警察も自分の所管ではない、建設省あるいは都庁、あるいは地方庁へ頼んでも、どうもすぐ急に間に合つて指示ができません。

い、そういうような場合があるのです。責任ある、力ある建設業者ならば、すぐそういう危が生ずるような現場の処置もできるのですが、力がなない場合にはおぼろり出のまになつて、そして犠牲者が方々に出るというやうな場合がある。そういう場合にぶつかつたことがあるのです。そういうやうな場合には、お宅の方で、建設省でいろいろ指示ができませんか。

○政府委員(柴田達夫君) 安全のための現場の処理等を中心に、建設業を指導監督している行政系統のものが、十分な相談的な立場で、あるいは行き届いた指導をすべきものであるということとは、お説の通りであると思つて、現在の建設業法の建前は、事故が起つた場合の処理、救済という面は、一般のルールに従つてやつておるわけにございませう。建設業法といたしましては、やはり業者にしっかりと技術者がおつたり、また登録要件もしっかりしておつて、そういう間違いがまず未然に起らないようにという問題の方に、より重点が置かれておるやうな感じがいたさないわけにございませう。お話のような実際の救済、処理の面につきましても、行き届いた指導が必要かと思つて、またそれに対して、組合の關係の問題でありますとか、そういういろいろな問題が今のお話の中から関連して参ると思つて、つまり中小建設業者というやうなものに對しましての一種の相談事業とか、指導事業といつたやうな適切な処理がやはりなさるべき方向に向うべきものであるといふことは同感でございませう。今後さらに検討したいと思つて、

い、そういうやうな場合があるのです。責任ある、力ある建設業者ならば、すぐそういう危が生ずるような現場の処置もできるのですが、力がなない場合にはおぼろり出のまになつて、そして犠牲者が方々に出るというやうな場合がある。そういう場合にぶつかつたことがあるのです。そういうやうな場合には、お宅の方で、建設省でいろいろ指示ができませんか。

○石井桂君 私はなぜそういう質問をしたかといふと、首都圏の予算で、今回地下鉄の工事費がとれた、工事費がだいぶついたと思うのです。そうすると、地下鉄の工事を進めていきますと、相当に既存の建築物や道路を破壊する結果を生ずると思うのです。そういう場合に災害が起つてからだと、なかなか間に合わない。そういうような指導は、建設省はあらかじめ地方府なりあるいは企業者なりに十分の監督が行き届くようにしてあるでしょうか。

○政府委員(柴田達夫君) 一般的な建設法からのお話でございますので、業者に対します育成、相談といったような面は、建設法の方でさらに行き届いた指導をやっておると思ひますが、お尋ねの点の実際の建築物の公害というふうな面になりますと、むしろこれはやはり建築基準法及び建築基準法に基づく公害防止の措置の問題にまたがるように感じられるのでございませう。その両方が相待ちまして、お尋ねのような点を処理して参らなければならぬと考へる次第であります。

○石井桂君 地下鉄工事を長い期間にわたつてやつて、その結果、道路なり建築物が破壊されるような場合には、これは基準法では何ら権限がないと私は思ふのです。だから基準法の指導に待とうと思つても、基準法ではすでに許可したものは基準法で許可していただければいいけれども、地下鉄の工事をタモの泉のように東京の中心からこれからやろうとする。これは大きなビルの底を掘るようになるでしょうし、あるいは壁の下を掘るようになるでしょう。そういう場合に水が集められますから、道路

も陥没するでしょう。家も曲るでしょう。そういう場合に、やはり官房長のお話を聞いておると、しつかりした業者に頼んで、そしてその業者の自主的な施設によつて災害を防ぐよりないというふうな御答弁のように聞いた。それでは大ぜいの各ランクのある業者を育成、指導する立場としては不十分ではないか。ここには建設法の目的は「建設工事の適正な施工を確保すること」を目的とする。と建設法の目的が書いてあります。そういう目的にあまり沿わないんじゃないかという気がするのですが、大体初めからわかっているような災害に対して、しつかりした業者を選んで完全にしないというだけであれば、どうも建設法を主管する建設省としては施策も何もないように見えるのですが。

○政府委員(柴田達夫君) 現在の建設法の範囲でやれますことは、私が今申し上げたようなことであると思ひます。今のいろいろの業者の育成指導等につきましても、行き届かない点はあると思ひますけれども、しかし、だんだんお話がございませうに、建設法の幅でも解決できない、それから建築基準法でも解決できない、建設業者がやった工事が他に影響を、それ以外のものに影響を及ぼすという問題につきましても、その処置につきましても、いろいろの問題があると思ひますが、これは新たな立法の問題を含んでのお尋ねのように私は考へます。建設法、建築基準法だけでは処理できない問題もございませうと思ひます。すべてがそうだとは思ひませぬけれども、そういう新しい立法問題につきま

して考へる示唆をお持ちのお考へのように拝聴いたす次第でございませう。

○委員長(中山福藏君) ちよつと私、石井委員の御質問に関連してお尋ねしておきたいと思ふのですが、今度外務、通産両省と合議の上で、業者の海外発展あるいは技術の海外進出というものについて、相当額の補助金が増額されたという先ほどお話でしたが、これは監督、監察というものはどういふふうにしてこれまで行われておるか、あるいは会社検査院の批難の対象に補助金が非常になるといふ現在の状況の下においては、増額の基準というものが相当考慮されたに違ひないと思ふのですが、ちよつと質問がありましたか、ちよつとそれだけを確かめておきます。

○政府委員(柴田達夫君) これらはいずれも両団体とも社団法人でございまして、社団法人としての認可、監督、これをいたしておりますのは建設大臣でございませう。それから補助の内容をいたしましては、いずれも海外派遣費でございまして、海外建設協力会の方は、東南アジアその他適当な所に職員を駐在せしめる経費、それから一つの班を作りまして、機動派遣職員のような形で必要な地域に派遣される経費に對しますところの一定額の補助率を盛つたものでございませう。それから技術協力会の方は、これはもう純粋の職員の派遣費でございまして、むしろ技術協力の面では、建設業が参りますまで先行して、採算を度外視して国家的な立場から参ります。それらに参りまして、いろいろ市場の状況なり、日本の建設技術なりについて

の相互の協力、認識を高めるといふことをいたしませんというところ、そのあとから建設業の進出ができないという趣旨で、これは国家的な国際技術協力の問題だということ、いわば金額補助と申しますか、派遣費というものをすべて出すという建前にいたしております。そこでそれらの予算を出します際には、予算を執行いたします際には、これは外務省のものにつきましても、外務省の方でやはり査定をいたしまして、これらの派遣の事情が、外国公館から確かにそういう派遣が必要だといふ一つの証明するような権威のあるものがあるような場合に査定をする、こゝういふような条件がついておりました、予算上の監督はそういうふうな監督で所属の予算を所管しております。外務省、通産省が見ます。そうしてまた社団法人としての団体としての監督は、建設省がこれを監督して参るといふ建前になる性質のものでございませう。

○委員長(中山福藏君) その通産省と外務省の調査した資料というものが、この予算を一応認めるということになれば、絶対に各委員の方々に一応ごらん願うということが必要じゃないかと思ふのですが、外務並びに通産の調査資料というものはお出しになるつもりでおられますか。これは大体補助金といたうものが水増しの要求に基いて会計検査院の検査の対象になることが間々あるもので、これが増額されたらそれたようにその基準というものを、基礎資料というものを一応お示し願うということが必要じゃないかという気がいたしますが、そういう点はどうでしょうか。外務省と通産省に交渉して各委

員に配付願いたいと思ふのですが、どうでしょうか。

○政府委員(柴田達夫君) 予算といたしましては外務省予算、通産省予算ということになっておりますので、外務省、通産省の方に連絡いたしました。資料をお目にかけるようにいたしたいと思ひます。

○石井桂君 先ほどの続きですが、新たな立法をそういう場合には必要とすると思ふという御答弁がありました。建設省御当局ではそういう気持は今までなかったのですか。

○政府委員(柴田達夫君) ちよつと工業用水のような原因によりまして、地盤が沈下するとか、いろいろな問題があります。そういう問題と同じように、一つの建設工事によりましてそういうような公害というものが発生いたしております場合に、そういうような立法というものを考へる分野というものがまだ残つておるといふ考へ方はいたしておりますが、具体的にまだ研究する段階には至つておりませぬ。

○石井桂君 あなたの御答弁で、必要だと思はれるような御答弁があった。それでは今までは研究はなかつたけれども、これからはどうするのですか。

○政府委員(柴田達夫君) 研究をいたしたいと思ひます。

○委員長(中山福藏君) 他に御発言がなければ、本日は所定の時間が参りましたから散会したいと思います。ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(中山福藏君) 速記を起して、散会するに先だちまして、ちよつと政府に要請しておきます。各委員から御要求になつた資料は、できるだけ次

に配付願いたいと思ふのですが、どうでしょうか。

○政府委員(柴田達夫君) 予算といたしましては外務省予算、通産省予算ということになっておりますので、外務省、通産省の方に連絡いたしました。資料をお目にかけるようにいたしたいと思ひます。

○石井桂君 先ほどの続きですが、新たな立法をそういう場合には必要とすると思ふという御答弁がありました。建設省御当局ではそういう気持は今までなかったのですか。

○政府委員(柴田達夫君) ちよつと工業用水のような原因によりまして、地盤が沈下するとか、いろいろな問題があります。そういう問題と同じように、一つの建設工事によりましてそういうような公害というものが発生いたしております場合に、そういうような立法というものを考へる分野というものがまだ残つておるといふ考へ方はいたしておりますが、具体的にまだ研究する段階には至つておりませぬ。

回のこの委員会の劈頭にお出し下さる
ようにお願いしておきます。それから
所定の時間に答弁の衝に当られる政府
委員は、できるだけ遅刻なく一つ御出
席をお願いします。あらためてその点申し
上げておきます。

○田中一君 先ほど機械のたなおろし
の問題について大臣の答弁を求めて留
保しておりますが、これは次回にはっ
きり大臣から答弁していただきたいと
思います。

○委員長(中山福藏君) それでは、本
日はこれをもって散会いたします。

午後零時三分散会